

丹監委第 1-2 号  
令和 7 年 1 月 17 日

丹波山村長 木 下 喜 人 殿

丹波山村代表監査委員 坂 本 五



令和 4 年度決算監査に伴う勧告書について

令和 5 年 10 月 5 日付け丹監委第 10-1 号及び令和 5 年 11 月 17 日付け丹監委第 11-1 号並びに、令和 5 年 11 月 28 日付け丹監委第 11-2 号で提出しました令和 4 年度決算監査に伴う勧告書について、令和 7 年 1 月 16 日現在で村当局からの回答がありませんでしたので、是正内容等回答をいただきたく再度提出いたします。

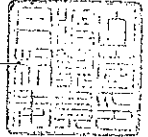
つきましては、別紙のとおり過去提出しました勧告内容に添って 60 日以内に回答くださいますようお願いいたします。

なお、すでに対応・実施済みの事案につきましても、対応した結果等の回答を併せてお願い申し上げます。

丹監委第10-1号  
令和5年10月5日

丹波山村長 木下 喜人 殿

丹波山村代表監査委員 坂本 五



令和4年度決算監査に伴う勧告書

令和4年度決算監査において、公金公物の取り扱いに関する不適正な処理が確認されました。

まず、第一事案の当時の総務課職員については、地方公務員法第29条に該当する行為であり、丹波山村職員の懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分にするべきものと判断できる非違行為である。

当該案件の対象職員は、昨年度も今回と同様の非違行為により懲戒処分を受けており、事実をねつ造し虚偽の報告を行ったケースは、昨年度に懲戒処分を受けた内容と同様のものである。

同一職員による昨年度と同様の非違行為は、極めて悪質であり、村長が行った懲戒処分を愚弄すると同時に、村の信頼・信用を著しく失墜するものである。

このため、処分の加重を視野に入れ、厳正に対処すべきである。

今後は、地方公務員法に規定されているように職員の違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない「非違行為」に対する懲戒処分の透明性を高め、厳正に処分を行うことにより、職員の不祥事を未然に防止し、もって公務に対する住民の信頼を確保することを強く求めるものである。

次に、第二事案の当時の住民生活課職員についても、公金の取り扱いが不適切であり、丹波山村職員の懲戒処分に関する指針に基づき、厳正な処分を行うよう求める。

最後に、職員を管理監督する立場である特別職及び所属長にあつては、地方公務員法に則り厳正に処罰しなければならない事案であるにもかかわらず、約3ヶ月間に渡り対応しなかったことも、その責務を果たさなかったと言わざるを得ず、村民からの信頼を失墜する行為であり、何らかの処分を求めるものである。



これらの案件については、早急に丹波山村職員懲戒分限審査委員会を設置し、処分を検討するよう勧告する。

また、昨年度、役場当局に対して策定を求めた再発防止策が未だ提出されていないこと事態、問題意識が欠如しており、早急に策定し、提出することを求める。

さらに、当該非違行為について、それぞれの当事者に顛末書を提出させた上で、当該事案についての実態の把握と分析を確実にを行い村民に対する責任を果たすよう強く求めるものである。

なお、顛末書については各事案の処理を含め、監査委員への提出を必ず行うよう改めて申し述べる。

丹監委第11-1号  
令和5年11月17日

丹波山村長 木下 喜人 殿

丹波山村代表監査委員 坂本 五



### 決算監査報告書内容について(回答)

先ずは、基本的なことを理解しておられないようですので監査について説明します。

監査委員の職務は、地方自治法第199条に規定されています。

監査委員は、村の事務執行の正否や適否をチェックし、村民や議会等が正しく判断するもととなる情報を提供するため、村長の指揮監督から職務上独立し、常に公正不偏の態度を保持して監査を実施します。

監査は、村の行財政の公正で効率的な運営を確保するために、財務に関する事務の執行に係る事業の管理が、関係法令や予算に基づき適正に行われているかどうかを主眼として実施するほか、行政運営全般(組織・人員・事務処理方法など)についても監査することができます。

そのため、たとえ議会の決算委員会が適切な処理をしているとの報告をしても、監査の結果に基づいて組織及び運営の合理化に資するため、監査結果の報告に添えて意見を提出することができますとされています(法第199条第10項)

次に、七ツ石小屋管理委託契約書に関してですが、契約書第2項には、管理内容として、「七ツ石小屋の利用者からの使用料の徴収」、「七ツ石小屋及びトイレの管理清掃」が規定されており、別紙に「それぞれの分担」が規定されています。

契約書に規定されている管理内容についての委託金額以外に、毎月の「宿泊代(使用料)を全額受託者に手数料として支払う行為が不適切と判断します。

七ツ石小屋が地方自治法第244条の2に規定されている指定管理施設であれば、指定管理者に管理する七ツ石小屋(公の施設)の使用料を利用料とし、当該指定管理者の収入として収受させることができます。

しかし、本案件は、指定管理契約ではなく、委託契約であり、宿泊代(使用料)を手数料と名目を変えて支出していることは不適切であり、監査委員として、同契約書別紙に規定されている「宿泊代は、甲に毎月分納入後、同額を手数料として甲が乙に翌



月 15 日 (管理料と同時) に支払う。」とした根拠の説明を求めます。

受託者が委託金額では管理受託できないのであれば、契約条項第2項の委託金額を見直すか、指定管理制度を活用し契約すべきです。

本村は、財政的に豊かではなく、わずかな収入でも増やし、支出を減らす努力をすることが喫緊の課題なのではありませんか。

過去5年間の七ツ石小屋の使用料は、

平成 30 年度 2, 775, 500円

令和元年度 2, 742, 500円

令和2年度 1, 730, 000円

令和3年度 2, 709, 500円

令和4年度 4, 018, 000円となっております。

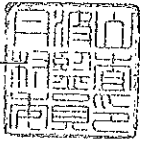
この使用料は、毎年、一旦は村の収入として納入されるものの、後日、全額が受託者に手数料として支払われており、この5年間の合計額は、13, 975, 500円にもなりますが、この使用料は、本来、村の収入になるべきものです。

契約書別紙に記述されている手数料は、契約書本文第 2 項に規定されている管理内容に含まれていると解され、地方自治法施行令第 158 条又は第 165 条の 3 の手数料には当たらず、全額受託者に手数料として支払う行為は改めて、「不適切な経理処理」とであると指摘します。

丹監委第11-2号  
令和5年11月28日

丹波山村長 木下 喜人 様

丹波山村代表監査委員 坂本 五



### 令和4年度決算監査に伴う勧告書

令和4年度の決算監査において、観光費の管理委託について監査した結果、委託料のほかに、使用料を手数料として支出していることが判明しました。

判明した監査内容について、改めて説明します。

七ツ石小屋管理委託契約書に規定されている管理内容についての委託金額以外に、毎月の「宿泊代（使用料）を一旦村に収入処理をした後に、同額が受託者に手数料として支払われていたことが、明らかになりました。

この経理処理は、平成30年度から令和5年度にわたり行われており、この行為こそが、不適切な経理処理と判断し、決算審査の指摘事項として報告しました。

さらに、当該契約の是正措置については、令和3年度の決算監査及び令和5年3月の月例監査においても指摘いたしましたが、改善されぬまま令和5年度も同様に契約が締結されたことは、不適切であると指摘します。

なお、不適切な経理処理であると判断した根拠については、監査委員会に対する木下村長の質問状に対する回答書のとおりです。

また、令和5年10月の月例監査の場において、芦澤副村長から申し出があった令和6年度の七ツ石小屋管理委託契約を現行受託者に特命随意契約で行うのであれば、

「随意契約理由書」を作成すべきであり、監査委員会としては、令和6年度の特命随意契約による契約は、到底受け入れることの出来ない行為であり、遅滞なく公募等の適正な契約手続きの実施を勧告する。

以上の内容を村民に広く理解して頂く為にも次にあげる項目について、遅滞なく説明責任を果たすことを併せて勧告する。

- 1 村長からの監査委員会に対する質問状の内容と質問した主旨
- 2 村長に対する監査委員会の回答書の内容をどのように捉えたのか
- 3 同契約書別紙に規定されている「宿泊代は、甲に毎月分納入後、同額を手数料として甲が乙に翌月15日（管理料と同時）に支払う。」とした根拠を示すこと。
- 4 使用料を全額受託者に支払うこととした決裁文書（起案文書）を提示すること。

